

令和6年度 福島県避難解除等区域商業機能回復促進事業実施要領

R6.6 福島県商業まちづくり課

1 事業の趣旨

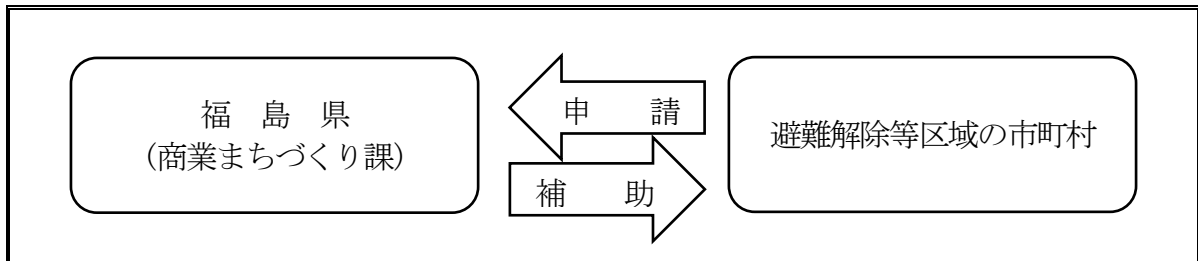
この補助金は、避難解除等区域において、帰還した住民の方々への生活安定に必要な不可欠な商業施設を整備し、民間事業者等に施設を運営させる市町村に対し、福島県が補助を行うものです。

2 補助対象者等

避難解除等区域の市町村

3 補助スキーム

補助金については、市町村予算への計上が必要です。



4 補助対象となる事業

市町村が避難解除等区域において、迅速な商業機能の回復及びコミュニティの再生を図るために、帰還した住民の方々への生活安定に必要な不可欠な商業施設を整備し、事業者等に施設を貸与又はその管理運営を委託した場合に、市町村がその運営経費の全部又は一部を負担する事業を対象とします。

5 補助対象経費及び期間

対象経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に行われた事業で、以下に掲げるものが対象となります。

(1) 市町村又は運営事業者が商業施設全体の運営に要する次の経費。

- ① 消耗品費
- ② 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、燃料費（ガソリン代を除く。））
- ③ 廃棄物処理費（廃棄物処理に要する経費等）
- ④ 通信料（回線使用料（基本料金）、プロバイダ基本使用料、郵便代、運送料等）
- ⑤ 保守管理費（警備、清掃に要する経費等）
- ⑥ 広告宣伝費（商業施設全体に係るポスター、チラシ作成経費等）
- ⑦ 使用賃借費（設備備品のリース料等）

(2) 入居事業者が店舗等を経営するために要する次の経費。

- ① 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、燃料費（ガソリン代を除く。））
- ② 廃棄物処理費（廃棄物処理に要する経費等）

※1 運営事業者と入居事業者が異なる場合は、上記(1)及び(2)を明確に区分し管理している経費に限

ります。

※2 県内に本社等の本拠地がない運営事業者及び入居事業者が要した経費は補助対象としません。ただし、仮設商業施設において、本設商業施設の開設後に閉鎖する計画のものであって、当該施設に必要とする業種のうち、これら事業者以外に出店の見込みがない場合は補助対象とします。

※3 1棟（同一敷地内に複数の商業施設が存在する場合は1棟と見なす）の建物の一部を商業施設として利用する場合は当該部分に係る経費のみを補助対象経費とし、当該経費を明確に区分できない場合は面積按分によります。

6 補助金の額等

(1) 補助対象面積

1棟の商業施設の延べ床面積。

(2) 補助率

市町村が負担した額の1/2以内（千円未満切り捨て）。

(3) 補助額上限

上限額は20,000千円とします。

ただし、商業施設の延べ床面積1㎡あたり年20千円を上限とします。

なお、1年に満たない場合は月割りとし、1月に満たない場合は1月に切り上げます。

7 申請方法

(1) 提出書類

次の書類を福島県商工労働部商業まちづくり課へ提出してください。

① 福島県避難解除等区域商業機能回復促進補助金交付申請書（様式第1号）

② 補助事業計画書（様式第1号（別紙））

※ 様式第1号（別紙）の2（3）「収支予測」に自立に向けたこれまでの取組状況とその効果、今後の取組予定、開店から5ヶ年後の事業展開等を記載すること。

③ 市町村における予算計上が確認できる書類

④ 各々の費用が確認できる書類（見積書、契約書等の写し等）

⑤ 市町村と運営事業者の業務委託等の状況が確認できる書類（契約書、覚書等の写し）

⑥ 施設・設備等の仕様（位置図、配置図、平面図）、写真等

⑦ 収支計算書（要領別紙1-1から1-3）及び店舗別売上状況報告書（要領別紙1-4）

※ 収支計算書は、市町村、運営事業者、入居事業者の該当するものについて令和5年度実績、令和6年度第1四半期実績、令和6年度見込をそれぞれ提出してください。

(2) 提出部数

1部

(3) 申請期間

令和6年6月24日(月)から令和6年7月31日(水)

【提出先】	福島県商工労働部商業まちづくり課 山崎 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎12階 TEL (024) 521-7126 FAX (024) 521-8886 E-mail shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
--------------	---